

令和7年度
「交通空白」解消等リ・デザイン全面
展開プロジェクト

(「交通空白」解消緊急対策事業)

公募要領

■募集期間

令和7年3月10日(月)～4月7日(月)まで

第2版 令和7年3月
国土交通省物流・自動車局旅客課
株式会社東急エージェンシー

目次

本事業のお問い合わせ先.....	2
I. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの概要.....	3
1. 目的.....	3
2. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの概要.....	3
II. 募集内容.....	5
1. 補助対象事業の事業内容.....	5
2. 補助対象事業の事業主体.....	5
3. 補助対象経費・補助率.....	5
4. その他.....	7
III. 補助対象事業の採択方法・審査基準.....	8
1. 採択方法.....	8
2. 審査基準.....	8
IV. 応募手続、交付申請等の事業全体の流れについて.....	9
1. 事業全体の流れ.....	9
2. 応募について.....	10
2-1. 応募期間.....	10
2-2. 応募方法.....	10
2-3. 提出書類.....	11
3. ヒアリングの実施について.....	11
4. 採択結果の通知について.....	11
5. 採択後の補助金交付申請等について.....	12
6. 令和6年能登半島地震の被災地における特例について.....	13
V. 事業の実施にあたっての留意点等.....	14
補助金の交付申請又は受給される皆様へ.....	18

本事業のお問い合わせ先

本公募要領及び以下のWebサイト掲載情報（随時更新予定）をご覧ください。
 うえで、ご不明な点があればお問い合わせください。

（WebサイトURL） <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/>

○ 申請方法に関するお問い合わせ先

令和7年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト 事務局
 （株式会社東急エージェンシー）

TEL：0570-000984

受付時間：09:00～17:00（土日祝日及び年末年始を除く）

E-mail：contact@kotsu-kuhaku.jp

○ 事業内容に関する事前相談・お問い合わせ先

以下の【地方運輸局等における相談窓口】を参照ください。

受付時間9：30～17：00（土日祝日及び年末年始を除く）

【地方運輸局等における相談窓口一覧】

局名	部署	電話番号
北海道運輸局	交通政策部 交通企画課	011-290-2721
東北運輸局（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）	交通政策部 交通企画課	022-791-7507
関東運輸局（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨）	交通政策部 交通企画課	045-211-7209
北陸信越運輸局（新潟、富山、石川、長野）	交通政策部 交通企画課	025-285-9151
中部運輸局（福井、岐阜、静岡、愛知、三重）	交通政策部 交通企画課	052-952-8006
近畿運輸局（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）	交通政策部 交通企画課	06-6949-6409
中国運輸局（鳥取、島根、岡山、広島、山口）	交通政策部 交通企画課	082-228-3495
四国運輸局（徳島、香川、愛媛、高知）	交通政策部 交通企画課	087-802-6725
九州運輸局（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）	交通政策部 交通企画課	092-472-2315
内閣府沖縄総合事務局	運輸部企画室	098-866-1812

I. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの概要

1. 目的

地域公共交通は、国民生活や社会経済活動を支える社会基盤である一方、人口減少や少子化、マイカー利用の普及やライフスタイルの変化等による長期的な需要減により、その持続可能性の確保が課題となっています。このような状況を踏まえ、全国各地の「交通空白」解消に向けた取り組みを速やかに進めることや、地域の多様な関係者の「共創」（連携・協働）により、地域公共交通ネットワークの「リ・デザイン」（再構築）を進め、利便性・生産性・持続可能性を高めることが必要です。

共創モデル実証運行事業は、こうした「共創」の取組に対し、その萌芽となる実証事業に対する補助を行うとともに、実地伴走型のフォローを継続することにより、必要な課題等を整理し、他の地域においても横展開を図り、共創の取組による地域公共交通の再構築を全国的に展開することを目的としています。

また、複数の交通事業者の連携・協働により、多種多様な交通サービスを「一つのサービス」として利用可能とすることで、マルチモーダルかつシームレスな移動体験を提供するサービスである MaaS（Mobility as a Service）を推進する事業に対し、日本版 MaaS 推進・支援事業として支援を行います。これにより、輸送資源へのアクセシビリティを向上させ、「交通空白」の解消など地域交通の「リ・デザイン」の全面展開を加速することを目的とします。

さらに、地域が主体的に、実情に応じた交通ネットワークを検討し実施するためには、交通のみならず都市・地域経営の視点からも地域全体をコーディネートできる人材の育成を図ることが不可欠です。そのため、こうした人材育成を行う事業についても支援し、地域公共交通の持続可能性を高めていくことを目的としています。

あわせて、「交通空白」解消に向けて公共ライドシェア・日本版ライドシェアや AI デマンド、乗合タクシー等のサービス実施の後押しをするため、地域における具体的な導入手段に関する調査から実証運行を踏まえた利用データ分析等までワンストップで支援を行います。

2. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの概要

「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトは、交通を地域の暮らしと一体として捉え、地域の多様な関係者が連携・協働した取組を通じて、地域交通の維持・活性化を図る事業を支援するものです。具体的には、次に掲げる事業を実施します。

① 「交通空白」解消緊急対策事業

「交通空白」の課題があると自治体が判断した地域において、公共ライドシェア・日本版ライドシェアや AI デマンド、乗合タクシー等の「交通空白」の解消に向けた

サービスを実施するための仕組みの構築を支援する事業

②共創モデル実証運行事業

官民・交通事業者間・他分野など複数の主体の「共創」による取組や「共創」を支える仕組みの構築を支援する事業

③モビリティ人材育成事業

地域交通を軸とした「共創」の取組の促進・普及に向け、広域でモビリティ人材の育成に関する仕組みの構築・運営を支援する事業

④日本版 MaaS 推進・支援事業

複数の交通事業者の連携・協働により、多種多様な交通サービスを「一つのサービス」として利用可能とすることで、マルチモーダルかつシームレスな移動体験を提供するサービスである MaaS(Mobility as a Service)を推進する事業

※本公募要領は、上記①の補助事業を活用する事業者を公募するものです。

Ⅱ. 募集内容

1. 補助対象事業の事業内容

「交通空白」の課題がある地域において、公共ライドシェア・日本版ライドシェアやAI デマンド、乗合タクシー等の導入により「交通空白」を解消する事業等を対象とします。

(事業等のイメージ例)

- 以下のような検討段階から地域の合意形成までの取組みについてのワンストップの支援を想定
- ・公共ライドシェア等の導入にあたり、実証運行する地域・時間帯の特定に向けた調査、利用予測シミュレーション等
 - ・実証運行の実施体制構築・合意形成に向けた地域内調整
 - ・実証運行に係る車両・配車アプリ等の導入、車両改装、運転者募集、等
 - ・実証運行後の利用データの分析・検証等
 - ・本格運行に向けた住民説明会

2. 補助対象事業の事業主体

新たに導入する交通サービスの運行主体（自ら運行せず他者に委託する場合を含む）となる地方自治体（「交通空白」官民・連携プラットフォームに参加しているものに限る）、交通事業者^{*}、NPO 法人等（道路運送法上の許可・登録を要しない輸送サービスの実施主体を含む）又はそれらを含んだ協議会

※ 交通事業者とは、以下の者を指します。

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者
- ・一般貸切旅客自動車運送事業者
- ・一般乗用旅客自動車運送事業者

3. 補助対象経費・補助率

以下の事業に要する経費について、500 万円まで定額、超える部分の2 / 3（上限1 億円）を補助します。ただし、車両購入に係る費用については定額補助の対象外とします。

都道府県が主導するなど複数市町村が共同してサービスを提供することを予定している場合、下記補助対象経費のうち①については定額の上限を2,000 万円とします。

なお、予算額の範囲内で補助金額を決定するため、予算額の上限に達した場合は、車両購入費をはじめとして、不採択や減額の上採択いたします。

※次年度以降、一度本補助を受けた同一自治体内において同一類型の別の事業（別地域での事業）を実施する場合は、当該2 件目以降の補助については補助率を1 / 2 となることを想定しています。

○補助対象経費（※1）

①事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費等

（例）

- ・ 悉皆ヒアリング調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料
- ・ 実証を計画するに当たって道路運送法等関係法令の知識を有する者の招聘に係る旅費 等

②サービス提供のために必要となる車両の導入・改造、配車アプリ等のシステム開発・導入、運転者募集等に要する経費（※2）

（例）

- ・ 車両の購入・リースによる取得、仕切板、ドライブレコーダー等の設置、運転者を募集するための広告費用 等

※本補助金の交付により取得または整備された財産については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条に基づき、補助金交付機関の承認なくして、抵当権その他の担保権を設定することは認められないため、これに違反した場合には補助金の返還を求めることがありますので、予めご承知おきください。

※購入する車両は実証事業に適正な車両であると認められる必要があります。

③実証事業に要する経費

（例）

- ・ 運行経費、実証事業後の利用データ分析、路線・区域・料金設定等の検討 等

※1 上記事業のうち一部事業に対する補助も可能です。ただし、以下については補助対象外となります。

- ・ 本事業に従事しない者の人件費
- ・ 国が助成する他の制度（補助金等）と重複する事業に係る経費
- ・ 本事業目的以外の電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費（明確に本事業目的として他の経費と切り分けられる場合を除く）
- ・ 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 建築物の建設、本事業の範囲に含まれない経費
- ・ 親睦会に係る経費
- ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ・ 振込等手数料（代引手数料を含む）及び両替手数料等
- ・ 国の支出基準を上回る謝金費用

※参考：国土交通省の謝金支払基準は、招聘する者の役職等により変動します。以下 URL 等をご参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001585213.pdf>

- ・車両購入等に伴う自賠責保険、任意保険（自動車保険）
- ・損害保険及び各種税金
- ・公租公課、収入印紙等
- ・事務局に提出する書類作成・提出に係る費用
- ・為替差損、コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・委託費に含まれる参加者の交通費等
- ・委託費に含まれる謝金
- ・その他、事業と無関係と思われる経費や、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

※2 車両は、補助対象事業者自身が有する車両がサービス提供のために活用することができない場合に限り補助が可能です。また、公共ライドシェア及び日本版ライドシェアを実施する場合は運行主体や運転者が所有する既存の車両を活用することを基本とし、車両の持ち込みが困難な場合等やむを得ない場合に限り購入費用の補助が可能です。

4. その他

○補助対象事業に係る要件

実施する事業については、以下の要件に適合している必要があります。

- ・従前から開始されているサービスの継続ではないこと
- ・地域公共交通計画に位置づけられていること、又は、位置づける予定であること
- ・各自治体において「交通空白」と判断する地域・時間帯において実施するものであること。その際、国土交通省の依頼により作成する「交通空白」のリスト又は観光庁の依頼によりDMO等が作成する観光の足に係る「交通空白」リストに記載されている又は記載する地域等に対応して実施されるものとする。

○事業の実施期間

交付決定日（令和7年4月以降順次）～令和8年2月27日）

※この間に発生した経費を、補助対象経費とします。

○事業実施状況等の報告等

本事業はモデル事業として取組を支援することを通じ、他の地域等における取組の参考とし、横展開を図ることを目的の一つとしています。このため、選定された事業については、その実施状況等について、国土交通省及び事務局からフォローアップ等を行うことを予定しており、必要な資料提供等の報告を行っていただきます。

なお、本事業の効果を把握するため、本事業を活用した事業の終了後にも、取組の実施状況の把握に協力いただくことがあります。

Ⅲ. 補助対象事業の採択方法・審査基準

1. 採択方法

「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」は、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通省が審査を行い、採択します。

2. 審査基準

補助対象事業の採択にあたっては、以下の観点から審査を行います。

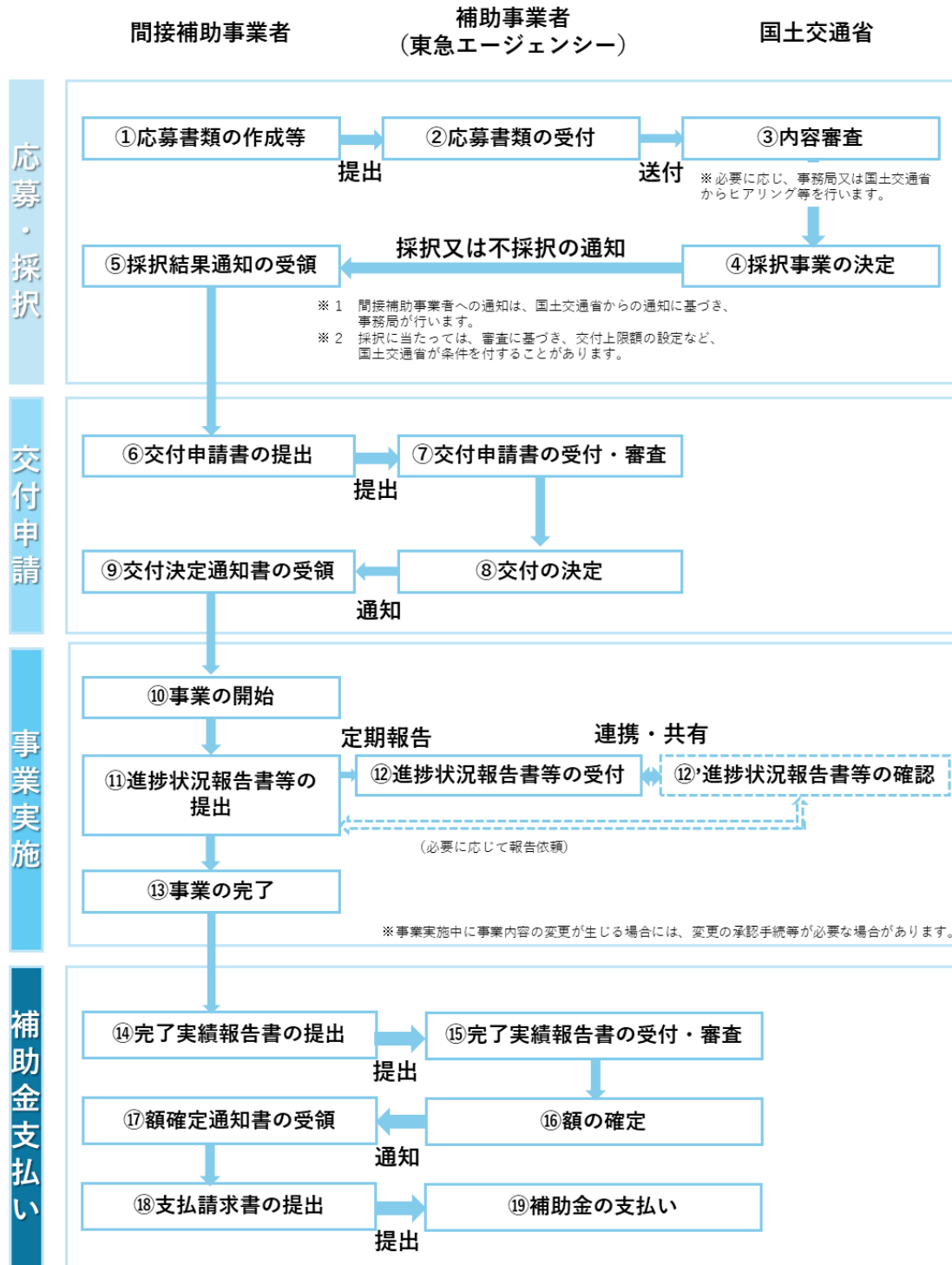
- ①事業主体が、公共ライドシェア・日本版ライドシェアやAI デマンド、乗合タクシー等の運行主体（自ら運行せず他者に委託する場合を含む）となること。
- ②事前に実施地域の地方公共団体から推薦を得ていること。
- ③事業内容が地域公共交通計画に現に位置づけられていること、又は、位置づける予定であること。
- ④応募書類に必要項目が記載されていること。
- ⑤「交通空白」を解消するための「地域の足」又は「観光の足」に資する事業であること

※特に複数の車両購入に対する支援が必要となる場合、その必要性を説明する資料を提出すること。

IV. 応募手続、交付申請等の事業全体の流れについて

1. 事業全体の流れ

応募から補助金受領までの事業全体の実施フローは、以下のとおりです。



※ 他地域等の取組の参考となるよう、事務局・国土交通省において間接補助事業者へヒアリング等を行い、事業完了後を目途に特設HP等で各取組の状況を公表します。また、事業終了後にもフォローアップのため、取組の実施状況の把握にご協力いただく場合があります。
 ※ 事業終了後、帳簿の保管や取得財産の管理等は、交付規程に従って適切に実施してください。

2. 応募について

補助金の交付を希望される場合は、以下の様式に必要事項を記載し、受付開始後に事務局に提出してください。

2-1. 応募期間

令和7年3月10日（月）～4月7日（月） 16:00

2-2. 応募方法

①事業HPの以下の「事業公募申請をする」ボタンをクリック



②フォームが立ち上がったら必要事項を記入し、「入力内容の確認」ボタンをクリック



③同意事項を確認し、チェックを入れて、「入力内容を確認」をクリック



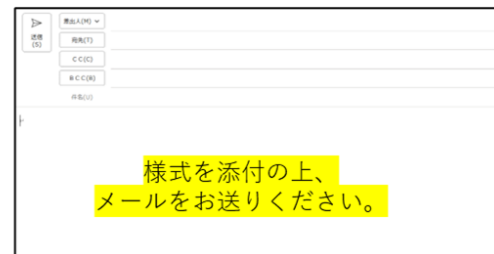
④公募申請情報を確認し、「送信する」をクリック



⑤「公募申請等受付の完了」画面がですが、この時点で公募は完了ではありませんのでご注意ください。



⑥システムからメールが届きますので、公募様式一式を添付の上、メールを送信。これで公募が完了。



⑥のメール送付まで行うことで、公募申し込みは完了となります。

2-3. 提出書類

応募にあたっては、以下の提出書類を提出してください。

- ① 「交通空白」解消事業計画
 - ・ 応募様式 1 (PowerPoint 形式)
 - ・ 応募様式 2、3 (Excel 形式)
- ② 関連法令に抵触していないこと等に関する誓約書 (応募様式 4)
- ③ 本事業に係る参考資料 (PowerPoint 等による補足資料等を想定)
※必要に応じて提出してください。

※また、salesforce フォームにて入力頂く内容は以下の通りです。

公募申請を行う事業 (選択式)、事業者名、担当者名、担当者名 (カナ)、連絡先 (メールアドレス)、連絡先 (電話番号)、郵便番号、住所、補助対象経費の額 (概算)

<留意事項>

- ・ 応募書類の作成に当たり、欄の追加、欄の幅の拡大等の様式の変更は、原則、認められません (様式に欄の追加等に関する記載がある場合を除く)。変更が必要な場合は、あらかじめ事務局にご連絡ください。
- ・ 応募書類の作成に当たり、画像データを使用する際は、画質が乱れない程度に圧縮してください。低画質な画像や紙媒体のスキャン画像は、画像の識別が困難になる場合がありますので、表示を事前に確認のうえご提出ください。
- ・ 応募様式等に添付された図表は、今後国土交通省にて内部資料等作成のため修正・加工する場合があるため、画像データや計数表等のパーツはできるだけ分割した上で、様式等に貼り付ける際にはパーツのグループ化を行ってください。
- ・ 応募書類の機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)に基づき、不開示情報 (個人情報、法人の正当な利益を害する情報等) を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ・ 応募書類等の作成費用は選定の有無を問わず、経費に含まれません。

3. ヒアリングの実施について

採択にあたっては、国土交通省又は事務局において、必要に応じて応募内容に関する個別ヒアリングを実施することがあります。その際には、実施予定日・方法等を別途ご連絡いたします。なお、事業内容に応じて、定期的な中間報告を求める場合があります。

4. 採択結果の通知について

募集期間終了後、国土交通省において、申請様式の内容 (ヒアリング内容を含む)

の審査を行った上で、補助対象事業の採択結果を決定し、応募者に対して結果を通知いたします。その際、応募内容を審査の上、補助申請額未満の交付上限額設定等、条件付きで採択とする場合があります。

※1 採択結果の通知は、国土交通省からの通知に基づき、事務局が行います。

※2 採択通知のみでは、補助金の交付を受けることはできません。必ず、下記「5. 採択後の補助金交付申請等について」に従い、交付決定を受けてから事業開始するようにしてください。

なお、審査の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますのであらかじめご承知おきください。

5. 採択後の補助金交付申請等について

補助対象事業に採択された場合は、事務局から補助金交付申請手続きについて案内いたしますので、速やかに事務局へ交付申請書を提出してください。交付申請書について事務局で形式面等を審査の上、交付決定通知書を通知します。

なお、交付決定にあたっては、応募内容を審査の上、要望額から一定額を減額して交付決定を行う場合があります。

補助事業として交付決定された場合は、補助事業の適正な執行を確保するため、事業の進捗状況に関する報告等を求めますので、あらかじめご承知おきください。

※ 交付申請書及び事業の進捗状況に関する報告等の様式については、別途ご案内いたします。採択決定後に、採択された事業者に対して改めて事業実施手続等に関する説明会を開催する予定です。

※ 補助金につきましては、事業完了実績報告書に基づく額の確定後の精算払いとなります。補助金額確定前の支払いには対応いたしかねますので、各事業者におかれましては必ず事業実施前に必要な経費を確保ください。なお、応募時の情報から、事業者が必要な経費を確保できないと判断した場合には、不採択とする場合があります。

※ 事業実施主体や委託先が国土交通省（大臣官房会計課または各地方運輸局）の指名停止措置を受けている場合、その処分期間内の業務・契約は補助対象外となる場合があります。

※ 交付申請時において、採択された事業内容からの追加・変更、または採択された事業内容と無関係な交付申請はできませんのでご留意ください。

※ 採択後に、事業主体（構成員含む）の構成を追加・変更して交付申請はできませんのでご留意ください。

※ 交付決定時に事業地域における地域交通に関するアンケート調査を実施させていただき予定ですので、ご回答をお願い致します。事業の対象とする地域交通に関する課題や事業におけるソリューションについてのアンケートになります。また、事業の効果を定量的に評価することを目的に、必要なアンケート、ヒアリ

ング等を実施していただくことがあります。詳細に関しては交付決定時にご案内いたします。なお、このアンケート等にご回答いただけない場合は、交付決定を取り消す場合があります。

6. 令和6年能登半島地震の被災地における特例について

令和6年能登半島地震の被災地における取組について、提出書類の準備が困難な場合においては、補助金交付申請手続き時に併せて提出することを要件に、必要最小限の書類での応募を可能といたします。その他、応募期間等について、配慮を要する場合には北陸信越運輸局へご相談ください。

V. 事業の実施にあたっての留意点等

1. 事業の申請

- ・ 本事業の目的や意義を十分に理解した上でご申請ください。
- ・ 募集期間内に到着しなかった申請書類については、いかなる理由があろうと無効となります。また、書類等に不備がある場合は審査対象となりませんので、公募要領を熟読のうえ、十分留意のうえ、応募してください。

2. 事業の実施

- ・ 本補助の活用にあたっては、本公募要領の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び本事業の「交付規程」の規定を遵守していただくこととなります。
- ・ 補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、補助事業者等の名称及び不正の内容の公表等や5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。申請書類の作成・提出にあたっては、事実と異なる記載内容での申請とならないよう、十分にご確認ください。なお、本取扱いについては、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとします。
- ・ 交付申請書の記載と異なる事業を（目的外の事業）を行うと、補助金が交付されないことがありますのでご注意ください。
- ・ この他、本事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。

3. 補助金の対象経費

- ・ 補助金交付決定前に契約等を行っていた事業は、補助対象外となりますのでご注意ください。なお、発注先に対しての発注意思を書面若しくは口頭で表明する内示行為も契約等とみなします。
- ・ 税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、課税事業者である補助対象事業者が消費税を含む補助金が交付された場合、当該補助対象事業者が消費税の確定申告を行うことで、補助対象事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。よって、課税事業者が応募申請時の補助金額を算定する際には、消費税等を補助対象経費から除いた上で補助金額を算出し、応募申請書類を提出してください。
- ・ 申請事業者が自社製品を購入したり、共同申請者やグループ会社・関係会社に発注を行ったりすることは、利益排除の対象となります。

- ・ 本事業において国が助成する他の制度（補助金、委託費等）と事業の内容が重複する場合は、原則、補助対象となりませんのでご注意ください。

4. 収益納付

- ・ 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定により、補助対象事業（補助金の交付を受けて行う事業）の結果により収益（収入から経費を引いた額）が生じた場合には、補助金交付額を限度として収益金の一部又は全部に相当する額を国庫へ返納していただく場合があります（これを「収益納付」といいます）。
- ・ 本事業については、事業完了時まで直接生じた収益金について、補助金交付時に、交付すべき金額から相当分を減額して交付する取扱いとなります。

5. 事業の実施及び事業内容の変更

- ・ 補助対象事業者は、交付決定通知を受理後、補助対象事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合は、交付要綱・交付規程等に従って、事前に承認を得る必要があります。変更等が見込まれる場合には、必ずあらかじめ事務局へ相談し、必要な対応の指示を受けてください。当初の事業内容がなく、また事前に変更の承認を得ずに実施した事業は補助対象外となります。

6. 事業の進捗報告

- ・ 事業の進捗状況を適切に把握するため、原則として、2カ月に1回程度、事務局に対して、事業の進捗状況の報告を行っていただきます。又、随時、国土交通省においても、必要に応じて進捗状況等の把握をさせていただきます。この求めに応じない場合は、交付決定を取り消す場合があります。
- ・ 採択事業による取組が、他地域等の取組の参考となるよう、事務局・国土交通省においてヒアリングや現地取材等を行い、事業完了後を目途に特設ホームページ等で各取組の状況を公表します。これらのヒアリング等や、公表資料の確認等にも協力をいただきます。提出資料は国土交通省の公表対象となりますので、ご留意のうえ作成、提出ください。なお、ヒアリングや資料の確認等に応じない場合は、交付決定を取り消す場合があります。
- ・ さらに、補助事業実施期間の状況報告時に領収書、契約書等、経費証明を提出いただきます。経費発生時より遅くとも2カ月以内の提出をお願いいたします。提出に応じない場合は、交付決定を取り消す場合があります。

7. 完了実績報告

- ・ 補助対象事業者は補助対象事業が完了（設備の購入や実証実験の完了だけでなく、それに係る経費が全て支払われた時点をいう）したときは、その日から起

算して10日以内又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに交付規程等に定める事業完了実績報告書の提出をお願いいたします。なお、その他の提出書類については、交付決定後に改めてお知らせします。

- ・ 事業完了実績報告書の確認時に、支出内容に補助対象外経費が含まれていることが判明した場合には、当該経費を除いて補助対象経費を算出させていただきます。このため、実際に受け取る補助金は「交付決定通知」に記載した補助金額より少なくなる場合があります。
- ・ 必要に応じ国土交通省または事務局が完了検査を行う場合がありますので、その際は対応をお願いします。ご対応いただけない場合は交付決定を取り消す場合があります。

8. 補助金の支払い

- ・ 事業完了実績報告書に基づく額の確定後の精算払いとなります。補助金額確定前の支払いには対応いたしかねますので、各事業者におかれましては必ず事業実施前に必要な経費を確保ください。
- ・ 本事業の補助金上限額は、交付決定時の交付決定額となります。また、補助金上限額は必ず保証されるものではなく、検査の結果により減額されることがありますので、予めご了承ください。

9. 補助事業完了後

- ・ 補助対象事業者は、補助対象事業に関係する帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- ・ この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もありますが、補助金を受けた者の義務として応じる必要がございます。又、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。
- ・ 又、補助事業により取得した財産の管理等については、交付規程等に従って適切に行う必要があります。

10. その他

- ・ 本公募要領やWebサイト等に記載のない事項については、事務局の指示に従って対応してください。
- ・ 交付申請書等に含まれる個人情報、本事業の業務のために利用及び提供される場合があります。また、採択された個々の事業に関する情報（事業者名、交付額、実施機関等）も公表される場合があります。
- ・ 本事業の結果又はその経過の全部若しくは一部について、各種メディアで発表等を行う場合は、本事業の成果である旨を明らかにしてください。また、可能な限り事務局への事前連絡をお願いいたします。
- ・ 補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査

を実施することがあります。アンケートに際してご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人を特定できない形で公表する可能性があります（補助事業完了後のフォローアップ調査を含む。）。その際にはご協力をお願いいたします。

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

本事業の補助金については、国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められるものであり、当然ながら、当社としましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、本事業の補助金に対し交付の申請をされる方、及び、申請後に採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の事項について充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が当社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとする時は、事前に処分内容等について当社の承認を受けなければなりません。なお、当社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
3. 又、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当社として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
4. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。あわせて、当社から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
5. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

株式会社東急エージェンシー